

よくある質問
Q & A

ベビーシッター利用支援事業者登録についてよくある質問を紹介します。

Q1 この補助金の目的はなんですか。

A 本事業は就労の有無にかかわらず、子育て世帯が認可外の居宅訪問型保育サービス（以下「ベビーシッター」という。）を利用する場合の利用料について、利用者が支払う費用の一部を補助することにより、子育て世帯の負担を軽減し、安心して子どもが育てられる環境を整備することを目的とします。

Q2 ベビーシッターとしてこの事業に参加するにはどうしたらいいですか。

A 「認可外保育施設設置届」をお住まいの市町村へ提出していただき、県と面談を実施した後に県へ「ベビーシッター利用支援事業者」として登録していただく必要があります。手続きの詳細、その後の流れにつきましては奈良県こども保育課のHPをご覧ください。
【URL▶▶ <https://www.pref.nara.jp/69273.htm>】

Q3 ベビーシッター利用支援事業者として登録するための条件はありますか。

A ベビーシッター利用支援事業者の登録条件は次の（１）または（２）に掲げる事業者です。
（１）公益社団法人全国保育サービス協会の会員で奈良県内に派遣が可能な事業者
（２）児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）第５９条の２に基づき、認可外の居宅訪問型保育事業者として奈良県又は奈良市に届出を行っている者であって、こども家庭庁成育局長通知（令和６年３月２９日こ成保第２１８号）に基づき、奈良県又は奈良市から「認可外保育施設指導監督基準を満たす旨の証明書」の交付を受けている事業者

Q4 保育士の資格がなくても登録できますか。

A 保育士又は看護師免許をお持ちでない場合は、以下の研修を受講いただく必要があります。
【研修名】
・子育て支援員研修（地域保育コース）
・（公社）全国保育サービス協会が実施するベビーシッター養成研修及び現任研修 等

Q5 対象市町村はどこですか。

A 実施市町村については、随時更新しておりますので奈良県こども保育課のHPをご確認ください。
【URL▶▶ <https://www.pref.nara.jp/item/321464.htm#itemid321464>】

Q6

実施市町村で活動する場合、手続きは必要ですか。

A

市町村と委託契約等を締結していただく必要があります。
詳しくは対象市町村保育所管課へお問い合わせください。

Q7

どのような活動が補助対象ですか。

A

補助対象となる支援内容は以下のとおりです。
(1) 育児支援
(2) 外出支援（利用者が病院や買い物に行く際の付き添い等）
(3) 送迎支援（園や習い事への送り迎え等）
(4) 家事支援（炊事・洗濯・掃除等）

Q8

利用者とマッチングするにはどうしたらいいですか。

A

ベビーシッター自身で広報等を活用することにより利用者とマッチングいただくか、子どもの預かりサービスのマッチングサイトをご利用ください。

Q9

利用額の設定に上限はありますか。

A

上限はございません。

Q10

支払い(方式)に決まりはありますか。

A

事業者への精算方式又は利用者への還付方式により実施いただけます。市町村との委託契約時に設定してください。

Q11

支払い(方法)に決まりはありますか。

A

支払い方法については特に指定はありません。（例：現金・クレジット等）

Q12

助成金の受領に必要な手続きはありますか。

A

支援実施後、サービスの提供記録(保育記録)と請求書を市町村へ提出してください。
※手続きの方法は市町村によって異なりますので、ご注意ください。